

		改 正 後	改 正 前
名称	根拠法	<p>（退職手当等とみなす一時金）</p> <p>第三十一条 次に掲げる一時金は、この法律の規定の適用については、前条第一項に規定する退職手当等とみなす。</p> <p>一 国民年金法、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）（第九章（厚生年金基金及び企業年金連合会）の規定を除く。）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）、私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第百四十五号）及び独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号）の規定に基づく一時金その他これらの法律の規定による社会保険又は共済に関する制度に類する制度に基づく一時金（これに類する給付を含む。第三号において同じ。）で政令で定めるもの</p> <p>二・三（略）</p> <p>別表第一 公共法人等の表（第四条、第十一条関係）</p> <p>一 次の表に掲げる法人</p>	<p>（退職手当等とみなす一時金）</p> <p>第三十一条 次に掲げる一時金は、この法律の規定の適用については、前条第一項に規定する退職手当等とみなす。</p> <p>一 国民年金法、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）（第九章（厚生年金基金及び厚生年金基金連合会）の規定を除く。）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）、私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第百四十五号）及び独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号）の規定に基づく一時金その他これらの法律の規定による社会保険又は共済に関する制度に類する制度に基づく一時金（これに類する給付を含む。第三号において同じ。）で政令で定めるもの</p> <p>二・三（略）</p> <p>別表第一 公共法人等の表（第四条、第十一条関係）</p> <p>一 次の表に掲げる法人</p>
名称	根拠法		

二 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	厚生年金基金	厚生年金保険法	厚生年金基金	厚生年金保険法	厚生年金基金
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	企業年金連合会	厚生年金保険法	企業年金基金	厚生年金保険法	企業年金基金
	企業年金基金	確定給付企業年金法	企業年金基金	確定給付企業年金法	企業年金基金

二 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	厚生年金基金	厚生年金保険法	厚生年金基金	厚生年金保険法	厚生年金基金
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	厚生年金基金連合会	厚生年金保険法	厚生年金基金	厚生年金保険法	厚生年金基金
	企業年金基金	確定給付企業年金法	企業年金基金	確定給付企業年金法	企業年金基金